

社会デザイン賞 規約

(賞の目的)

第1条 これからの社会デザイン（新しい生き方、新しい社会のあり様など）を模索し、社会の生き残りや再生を考えるにあたって必要とすべき〈知〉や〈技〉の形成に寄与する優れた研究者および実践者に対して褒賞を与え、今後の研究や活動の一層の発展を応援することを目的とする。

(賞の種類と授与対象)

第2条 本賞は、社会デザイン大賞、社会デザイン学会奨励賞、社会デザイン学会特別賞の3種類とする。

2. **社会デザイン大賞**（大賞）は、「社会デザイン」に関する、特に優れた研究または活動業績1点に対して授与する。なお、必要と認められる場合は、大賞に次ぐものとして**優秀賞**（2点以内）を設けることができる。

3. **社会デザイン学会奨励賞**（奨励賞）は、(1)「社会デザイン」に関する今後の研究の発展が大いに期待される研究者（大学院生を含む）および(2)「社会デザイン」に資する実践活動の発展と広がりが大いに期待される個人または団体に対して授与する。

4. **社会デザイン学会特別賞**（特別賞）は、必要に応じ、本学会に顕著な貢献のあった学会員に対して授与する。

(募集)

第3条 受賞候補は推薦により募集する。この場合、他薦を原則とする。

2. 受賞候補および推薦人は以下の通りとする。但し、推薦人については、いずれの場合においても2名以上を要するものとする。

(1)大賞については本学会の会員に限らない。

(2)奨励賞および特別賞については本学会の会員に限る。

3. 推薦人は、学会所定の「推薦書」および、被推薦者に関する研究業績または活動業績（著書、論文、報告書等）を指定の期日までに社会デザイン学会事務局へ提出する。

(審査方法等)

第4条 審査は、提出された「推薦書」および、これに関する研究業績または活動業績にもとづき実施する。

2. 各業績については、毎年9月末までの過去3年間に公刊された著書・論文・報告書等のうち、日本語または英語で執筆されたもの計5点以内とする。

著書は原則として単著、論文は著作の一部、学会誌、紀要、報告書・雑誌掲載論文、学位論文（修士論文・博士論文）、報告書は各種調査・研究・活動報告書とする。なお、応募の内容によっては、これら以外に、ビデオ、CD、作品など、書き物以外の制作物も評価の対象とすることができる。

3. 執筆者等が社会デザイン学会会員であることを要件としない。

(選考委員会)

第5条 受賞候補の選考のために選考委員会を設ける。

2. 委員会は、本学会役員等および外部有識者で構成し、5名以上10名以内とする。
3. 選考委員の任期は1期2年とし、外部委員については、原則として2期4年を超えないものとする。
4. 選考委員は理事会で選任し、会長が委嘱する。
5. 座長は、委員の互選または会長の指名とする。
6. 選考委員は、自らが被推薦者または推薦者となっている案件の選考に従事することはできない。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、選考委員会の結果にもとづき、学会理事会が行う。

(表彰等)

第7条 原則として、毎年12月の年次大会開催時の会員総会等の場において会長が受賞者を発表し、翌年2月までに受賞者の表彰を行う。

2. 受賞者に対しては賞状を授与するとともに、副賞として大賞については10万円（優秀賞は記念品）、奨励賞および特別賞については記念品をそれぞれ贈呈する。

(会計および運営)

第8条 本賞の運営および賞金等に要する費用は、毎年度の学会予算から支出される。

2. 本賞の運営に関わる事務処理上の必要に応じ、学会賞運営幹事および事務局を置くことができる。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は、理事会の議決によるものとする。

付則 この規約は2013（平成25）年9月21日から施行する。

この規約は2016（平成28）年6月18日から施行する。